

テレビ特別講義番組制作業務仕様書

1. 業務概要

放送大学学園（以下、「学園」という。）のテレビ特別講義（以下、「番組」という。）の構成・演出・編集等の制作業務を行う。

番組は、各学問の第一人者が、それぞれの専門について、自由にあるいはさらに深く掘り下げて講義するものであり、放送大学の通常の放送授業では取り上げない主題を扱うことにより、未知の世界を学ぼうとする人、新たな知識を職業・人生に活かしていこうとする人などに対し、幅広く学習の機会を提供することを目的として制作・放送するものである。

請負事業者は、学園が示す計画に基づき、学園プロデューサー等と連絡・協議を行いつつ連携をとり、番組制作業務を遂行する。

2. 請負期間

平成26年6月1日～平成27年3月31日

3. 制作する番組、本数

別紙のとおり

4. 番組制作業務の具体的内容、手順

- 1) 放送番組の演出
 - ・出演講師等と打合せによる内容原案を元に、演出方法及び内容を策定、実施
- 2) 内容検討・番組進行表の作成
 - ・番組全体の構成案(項目、配列、時間、配分)策定
 - ・映像・音声素材等の選定(ビデオ・写真・コメント等)
 - ・出演者の掌握(講師・ゲスト等)
 - ・ロケ先の下見、選定
- 3) ロケーション(国内)の実施と編集
 - ・ロケーション(国内)に必要な要員の手配、機材の準備及びロケーションの実施
 - ・ロケーション実施後の映像・音声の編集等、後処理
- 4) 番組の素材資料の収集と作成
 - ・VTR・フィルム・写真・図版等の収集および作成。なお、資料の収集にあたり学園が推奨する素材を優先的に選択する。
- 5) 著作権等の権利処理(音楽等の一部を除く)
 - ・学園が定める承諾書等の書類を出演者から受領する。(出演料の支払事務は学園が実施。)
 - ・上記4)の素材資料の放送(マルチ編成含む)等利用に関わる著作権等の調査、確認及び権利処理
 - ・再放送・ネット配信・学習センターへのDVD配架等の番組の二次利用に関わる著作権等の調査、確認及び権利処理
 - ・権利処理及び利用した素材(音楽及び上記3)等に伴う出演者含む)等の記録報告
- 6) 美術セットの調達と操作
 - ・大道具・小道具、生花木の調達及び操作
- 7) タイトル、テロップ・パターンの制作等
 - ・タイトル、テロップ・パターンのデザイン及び制作
 - ・CG・アニメーションの作成及び操作
 - ・スタジオ収録時のテロップ・パターン等の修正

なお、番組の開始タイトル及び終了タイトルの表示方法は、「放送大学学園 放送番組編成要領」によるものとする。

- 8) 放送用台本の作成、印刷
 - ・放送用台本の作成及び印刷
- 9) 音響効果
 - ・番組に関わる選曲および効果音制作等
- 10) スタジオ収録及び収録時の副調整室指揮
 - ・スタジオ収録に関わる各種伝票処理
 - ・出演者・技術スタッフとの収録打合せ
 - ・ドライ、カメラリハーサル
 - ・本番収録、V編集、完プロ試写
 - ・学園プロデューサー等の検査後、テープ・ディスク等引渡し
- 11) 後処理、手直し等
 - ・スタジオ収録済放送用台本の整理
 - ・資料の整理
 - ・伝票の整理
 - ・番組制作に要した素材テープ等の入庫整理
 - ・手直し
- 12) 上記各項目の業務遂行のために必要な打合せ参加

5. 番組制作業務に必要と想定される職種及び人数

上記4に示した番組制作業務遂行のため、必要と想定される職種及び員数は下記のとおりである。

1)～3) は1番組当たり、4)～7) はロケーション1回当たり（技術要員を手配する場合）である。請負事業者は、当該業務を適切に遂行できるよう、各業務内容に応じ必要な専門知識を有する者を手配するものとする。なお、員数については番組制作業務に支障が生じなければこの限りでない。

- 1) ディレクター（1名）
 - ・番組の演出、内容検討、番組構成表の作成
 - ・ロケーション業務（ロケーション業務の総指揮）、要員・機材の手配
 - ・番組素材の資料の収集と作成
 - ・映像編集及び再編集業務
 - ・スタジオ収録業務（打合せ出席、収録立会い等）
- 2) フロアディレクター（1名）
 - ・スタジオ収録業務（収録当日のみ）
- 3) ヘアメイク（1名）
 - ・スタジオ収録業務（収録当日のみ）
- 4) カメラマン（1名）
 - ・ロケーション業務（カメラワーク担当）
- 5) 音声・照明担当者（1名）
 - ・ロケーション業務（音声、照明業務担当）
- 6) ビデオエンジニア（1名 兼務可）
 - ・ロケーション業務（ビデオエンジニア業務担当）
- 7) 運転要員（1名 兼務可）
 - ・ロケーション業務（ロケ車運転）

6. 学園施設・機器等

- 1) スタジオ、編集室及びその設備（スタジオセット、ノンリニア編集機等スタジオ付属設備）
- 2) 収録、編集業務に、学園技術要員を付す必要があると学園が認めた場合は、必要な技術要員を学園が貸与する。
- 3) 完成素材収録用記録媒体、制作作業用記録媒体、考查・試写用メディアは必要な数を貸与する。

7. 学園への納入物品の取扱い

完成物等は学園が指定する期日までに納品する。

- 1) 番組1本につき、放送用本番素材記録XDCAMメディア（1本）、放送用予備録XDCAMメディア（1本）、クリーンピクチャー収録XDCAMメディア（1本）、マスター用XDCAMメディア（1本）、ロケーション時の記録媒体
- 2) 番組1本につき、番組考查試写用DVD-R（1本）
- 3) 番組1本につき、制作台本（必要部数）

8. 番組制作業務完了の報告

請負事業者は、番組完成後「番組制作業務完了報告書」を放送部企画管理課に提出し、学園職員による検査を受ける。「番組制作業務完了報告書」は1番組ごとに作成するものとする。

9. 請負代金の請求・支払

請負事業者は、8の検査に合格したときは、1番組分をとりまとめて、請負代金を学園に請求する。学園は、請求書受理後、学園が別途指定する期日までに財務部経理課から支払うものとする。

10. 著作権の帰属等

- 1) 制作した番組に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は学園に帰属する。
- 2) 番組は、学園の著作名義で公表する。
- 3) 学園は、番組等及び関連素材を必要により改変して使用することができる。放送大学学園は同番組、または同番組の一部を、初回放送年度から6年間、学園の実施する放送（インターネット配信を含む）、広報等の展示、印刷媒体に使用することができる。

11. 業務内容の変更等

- 1) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負事業者の責任において履行するものとする。
- 2) 予期することができない状態の発生など、業務委託の内容を変更せざるを得ない場合には、学園と請負事業者が協議の上で、委託業務内容を変更することができる。
- 3) 委託業務が変更された場合には、請負代金についても協議の上、変更することができる。

12. 安全の確保

- 1) 請負事業者は、業務の実施にあたり、請負事業者の従業員を直接指揮命令する者（以下、「現場責任者」という。）を必要に応じて1名以上選任し、任務に当たらせるものとする。
- 2) 現場責任者は、委託業務の実施の過程における安全対策について、請負事業者の従業員およびその指揮下にある全てのスタッフの安全確保に十分取り組むとともに、徹底を図る。

別紙

制作する番組及び本数

6 講義6 番組（1 番組4 分×1 本）

No.	分類	講義題目名
1	人文科学	アンデス古代文明と日本人
2	人文科学	薩摩硫黄島の熊野三山と『平家物語』
3	社会科学	今注目されるセクシュアル・マイノリティ
4	自然科学	海洋メタンハイドレートの探査
5	自然科学	ヒマラヤ高所に生きる高齢者的生活と健康 -高所適応とグローバル化による攪乱-
6	人文科学	(予定) アクティブシニアの I C T 活用生活 (仮題)